

# SS マザーリング保育園利用契約書

\_\_\_\_\_（以下「保護者」といいます。）と、有限会社フランダース（以下「事業者」といいます。）とは、事業者が保護者の乳幼児\_\_\_\_\_（以下「乳幼児」といいます。）に対し行う保育について、以下のとおり利用契約を締結します。

## （目的）

第1条 この契約は、乳幼児に対し、児童福祉法、子ども・子育て支援法の趣旨に従って、安心して生活できる保育を提供し、保護者は事業者に対しその保育に対する料金を支払うことについて必要な事項を定め、当該事項について保護者と事業者が合意することを目的とします。

## （支給認定の確認）

第2条 この契約を進めるに当たり、事業者は保護者の提示する支給認定証により支給認定の有無、保育の区分、有効期間、保育必要量を確認し、支給認定証の内容に従って保育の提供を行うものとします。

## （契約期間）

第3条 この契約の期間は、この契約の締結日から支給認定証の有効期間の満了日までとします。

2 前項の契約期間の満了日までに、支給認定証の内容に変更があった場合の契約期間の終期は、変更後の支給認定証の有効期間の満了日までとします。

## （保育の場所）

第4条 保育の提供場所は、さいたま市北区宮原町 2-19-1 SS マザーリング保育園です。

## （保育内容）

第5条 事業者は、児童福祉法、保育所保育指針及びさいたま市小規模保育事業実施要綱等に沿って、乳幼児の発達に必要な保育を提供します。

- 2 保育内容は、別紙の「重要事項説明書」に記載したとおりです。
- 3 事業者は、「重要事項説明書」に変更があった場合、保護者に変更内容について、説明を行い、保護者から同意を得るものとします。

## （保育の記録）

第6条 事業者は、事業所において乳幼児の保育内容を記載した諸記録を作成し、契約満了後又は契約の解除後 5 年間保存します。  
なお、保存期間が経過した際には第 14 条第 1 項の守秘義務に則り破棄処分いたします。

2 事業者は、保護者から諸記録の閲覧の求めがあった場合は、特別な事情がある場合を除くほか、当該求めに応じ閲覧させるものとします。

(利用時間等)

第7条 施設における保育の提供を行う日及び時間等については、

別紙の「重要事項説明書」に記載したとおりです。

2 保護者の個別の利用時間等については、「契約書別紙」に定めることとします。

(利用者負担(保育料)等)

第8条 事業者が提供する保育等に対する利用者負担(保育料)等については、

別紙の「重要事項説明書」に記載したとおりです。

2 保護者は施設が提供する保育等の対価として、

次項に規定する月ごとに算定された利用者負担(保育料)等を事業者を支払うものとします。

3 保護者の個別の利用者負担(保育料)等については、

「特定教育・保育施設等利用者負担額決定通知書」に定めることとします。

4 前項以外に、月の途中退所における利用者負担(保育料)は、「特定教育・保育施設等利用者負担額決定通知書」で定めた利用者負担(保育料)に、その月途中退所日の前日までの開所日数

(25日を超える場合は25日)を25日で除した値を乗じた金額(10円未満切り捨て)とします。

5 保護者の都合による休園期間は、原則3か月とし、

この期間における利用者負担(保育料)は、第3項で定めた額を支払うものとします。

(利用者負担(保育料)等の支払)

第9条 利用者負担(保育料)について、事業者は明細を付して当月20日までに保護者に請求し、

保護者は当月末日までに事業者へ「契約書別紙」に定めた方法で支払います。

2 利用者負担(保育料)以外の延長保育等の利用料について、当日現金にて精算をお願い致します。

3 月の途中で退所する場合の精算料金について、第1項及び前項の定めにかかわらず、

事業者は明細及び支払期限を付して当月末までに保護者に請求し、

保護者は支払期限までに事業者へ「契約書別紙」で定めた方法で支払います。

4 事業者は、保護者から利用者負担(保育料)等の支払いを受けたときは、保護者に領収証を発行します。

(契約書別紙の内容変更)

第10条 事業者と保護者は、第7条「契約書別紙」から前条までに掲げる「契約書別紙」の内容に変更が生じる場合は、新たに「契約書別紙」を交わすこととします。

(地域型保育給付費の法定代理受領)

第11条 事業者は、子ども・子育て支援法第29条第5項(同法第30条第4項の規定において準用する場合も含む。)の規定により、地域型保育給付費を保護者に代わって受領します。

2 事業者が地域型保育給付費を保護者に代わって受領した場合は、保護者へ受領日及び受領額を記載した文書を速やかに通知します。

#### (契約の解除)

第12条 保護者又は乳幼児の事情で中途退所する場合、

保護者は当月10日又は退所予定日のいずれか早い日までに事業者へ指定の様式に申し出るものとします。

2 次の事由に該当した場合、保護者は文書で事業者に通知することにより、この契約を解除することができます。

- (1) 事業者が正当な理由なく保育の提供を拒否した場合
- (2) 事業者が第14条に掲げる守秘義務に反した場合
- (3) 事業者が法令等の社会的義務に反した場合
- (4) 事業者が乳幼児又は保護者やその家族に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
- (5) 事業者が破産した場合

3 事業者は、閉所や休所など止むを得ない事情がある場合、保護者に対して3か月以上の予告期間を置いて、文書で理由を明示することで、この契約を解除することができます。

4 次の事由に該当した場合は、事業者は文書で保護者に通知するとともに、あらかじめ保護者に対して当該解除の理由を説明し、保護者の意見を聴取することで、契約を解除することができます。

- (1) 保護者が第8条に定める利用者負担（保育料）等の支払いを遅延した場合で、料金支払いの催告期間が経過しても支払いがないとき
- (2) 保護者が事業者、保育従事者又は他の利用者（保護者、乳幼児）に対して、重大な背信行為を行った場合
- (3) 乳幼児が支給認定の対象ではなくなった場合
- (4) 入所後の乳幼児の身体状況により、事業者において受入れ体制等の限度を超え、特別な支援が必要と判断した場合

#### (退所時の協力)

第13条 事業者は、前条第2項及び第3項の事由により乳幼児が退所する際には、保護者の希望や乳幼児の環境の変化を勘案し、転所先の確保に努めます。

#### (秘密保持)

第14条 事業者が制定する個人情報取扱指針に基づき、事業者及び従事する全ての職員は、保育を提供する上で知り得た乳幼児、保護者及びその家庭等に関する個人情報を第三者に漏らしません。この守秘義務は、契約終了後も同様とします。

2 前項の定めにかかわらず、保育の質の向上を目的とした第三者評価機関による審査のために必要な場合は、事業者が乳幼児、保護者の個人情報を提供するものとします。

3 第1項の定めにかかわらず、施設の運営の内容の向上を目的として、事業者が乳幼児及び保護者の個人情報を第三者に提供する必要があると判断した場合は、文書等により目的及び理由を説明し、保護者の同意を得るものとします。

#### (緊急時の対応)

第15条 事業者は、保育中に乳幼児の身体に急変が生じた場合又はその他必要があると判断した場合は、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡するとともに、速やかに主治医又は嘱託医に連絡をとるなど必要な措置を講じます。

2 事業者は、保育の提供において乳幼児が受傷等を負った場合には、保護者に対し受傷に係る経過説明を行うものとします。

(賠償責任)

第16条 事業者は、保育の提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により

乳幼児の生命、身体又は、財産に損害を及ぼした場合は、保護者に対してその損害を賠償します。

(相談・苦情対応)

第17条 事業者は、窓口を設置し、保育に関する相談、事業全般に係る要望、苦情等に対し、誠実かつ迅速に対応します。

(裁判管轄)

第18条 この契約に関して訴訟の必要が生じたときは、さいたま地方裁判所を第一審査管轄裁判所とします。

(本契約に定めのない事項)

第19条 保護者及び事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。

この契約に定めのない事項については、児童福祉法その他関係法令に従い、事業者、保護者双方の協議に定めます。

(重要事項説明書確認)

第20条 契約を交わすに当たり、事業者は保護者に対し、別に作成する「重要事項説明書」に基づき重要事項の説明を行い、保護者はその内容を了承したものとします。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、保護者、事業者は記名押印の上、1通ずつ保有するものとします。

年 月 日

乳幼児

〈 氏名 〉 \_\_\_\_\_

保護者（支援認定保護者）

〈 住所 〉

〈 氏名 〉 \_\_\_\_\_ 印

事業者

〈 所在地 〉 さいたま市北区宮原町 2-19-1

〈 事業者名 〉 有限会社フランダース SSマザーリング保育園

〈 代表者 〉 真淵 和彦 \_\_\_\_\_ 印

## 契約書別紙

この契約書別紙は、「契約書」の条項に基づき、保護者及び乳幼児の個別の事項を定めます。

(利用時間等) (契約書第7条)

### 第1条

1 利用時間は、保育に欠ける日を対象とした月曜日から土曜日までの7時30分から18時30分迄です。

2 利用時間の延長

上記の契約時間を超えて、開所時間内に保育が必要になった場合は、

保護者は前日の18時までに事業者へ連絡するものとします。

(利用者負担(保育料)等) (契約書第8条関係)

※但し、土曜日保育については、前月20日までにご利用日、ご利用時間を書面にてご連絡願います。

◎ 21日以降のご予約につきましては、スタッフのシフトの都合上、お受けできない場合もございますので予めご了承くださいませ。

◎ 土曜日保育でのキャンセルは固くお断りさせていただきます。又、代替保育についてもできかねますので充分ご注意くださいませ。

### 第2条

保護者は、事業者が提供する保育の対価として、次のとおり利用者負担(保育料)等を支払うものとします。

1 月額保育料は通知書の通りでございます。

ただし、前条第1項の契約時間内の保育、昼食代、おやつ代を含みます。

2 その他の利用料

・随時の延長保育料 30分単位 590円

※当日の延長依頼につきましては、

30分単位 1,180円でのご請求となりますので、ご注意ください。

(利用者負担(保育料)等の支払い) (契約書第9条関係)

### 第3条

保護者は、事業者へ第2条の利用者負担(保育料)等について、次の方法により支払うものとします。

1 月額保育料 全て現金によるお支払いをお願いを致します。

2 その他の利用料 全て現金によるお支払いをお願いを致します。

3 退所する場合の精算料金 全て現金によるお支払いをお願いを致します。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、保護者、事業者は記名押印の上、その1通を保有するものとします。

年 月 日

〈 氏名 〉

保護者(支援認定保護者)

〈 住所 〉

〈 氏名 〉 \_\_\_\_\_ 印

事業者

〈 所在地 〉 さいたま市北区宮原町2-19-1

〈 事業者名 〉 有限会社フランダース S S マザーリング保育園

〈 代表者 〉 真淵 和彦 印

## 「SSマザーリング保育園」重要事項説明書

### (1) 事業運営主体

事業者の名称	有限会社 フランダース
代表者氏名	真淵 和彦
法人の所在地	上尾市柏座 3-9-29
法人の電話番号	048-652-0634

### (2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	働く親御さんの就業と育児の両立をサポート致します。
運営方針	<p>① あったかおうち保育園…それはまるでおうちのリビングにいるよう… ふかふかのジュータンの上ではゴロゴロしながら子ども達が絵本を見ていたり ソファベッドの上では、くつろいでDVDを観たり…。</p> <p>そんなリラックスできるまさにここはおうちそのもの</p> <p>② 少人数限定⇒先生との親密なコミュニケーション… 大きな園舎は持ち合わせておりませんが、 保育スタッフの、きめ細やかなサービスを心掛けております。</p>

### (3) 利用施設及び提供する保育の内容

1 保育事業(SSマザーリング保育園)の概要	
名称	SSマザーリング保育園
所在地	さいたま市北区宮原町 2-19-1
許可年月日	2015年4月1日
電話番号	048-668-6280
FAX番号	048-668-6280
メールアドレス	flanderskazu@yahoo.co.jp
施設長氏名	平林 里奈
利用定員	19人
職員数	「職員の職種、員数及び職務の内容」とおり
取扱う保育事業の種類	延長保育、幼児教育等
自己評価の概要	職員による保育内容等の自己評価を毎年1年実施、併せて利用者アンケートを年間1回行い、サービス内容の向上に努めています。
第三者評価の概要	埼玉県が指定した評価機関による事業評価を毎年1度受け、その結果の情報公開をしています。 ※自己評価及び第三者評価の評価結果詳細については事務室に備えてありますので、いつでもご閲覧ください。
職員への研修の実施状況	さいたま市における研修には、常時参加しております。

2 保育事業所の概要	
敷地	民友地を借地（あるいは私有地を使用貸借など） 面積 99.9 m <sup>2</sup>
建物	鉄筋コンクリート造 4階建ての1階 延べ床面積 556.965 m <sup>2</sup>
施設の内容	乳児室・ほふく室 1室 面積 16 m <sup>2</sup> 調理室 4.6 m <sup>2</sup>
	保育室・遊戯室 1室 面積 70.0 m <sup>2</sup>
	幼児用トイレ 1個
設備の種類	冷暖房、ウォーターサーバー、空気清浄機、加湿除湿器、大型テレビ、児童用トイレ
安全対策	事故発生防止委員会を毎月第一水曜日開催及び職員定期研修（4月、10月）の実施
	乳幼児賠償責任保険、傷害保険加入
その他	屋外遊戯場の代替場所 宮原駅前公園（徒歩3分）
3 連携施設	連携締結日平成27年4月1日
施設名称	学校法人清水学園 銀鈴幼稚園
施設所在地	さいたま市北区吉野町 2-21-2
施設名称	ナーサリールーム マザーリング
施設所在地	さいたま市北区宮原町 4-3-12
連携内容	保育の内容に関する支援、代替保育の提供、卒園児童の受け入れ。
1年間行事計画	
月	行事内容
4月	4月生まれのお誕生会 / 春の遠足
5月	5月生まれのお誕生会
6月	6月生まれのお誕生会
7月	7月生まれのお誕生会 / プール開き / 七夕祭り
8月	8月生まれのお誕生会 / 乳幼児健康診断
9月	9月生まれのお誕生会 / 運動会
10月	10月生まれのお誕生会 / ハロウィンイベント / 秋の遠足
11月	11月生まれのお誕生会 / 消防署見学
12月	12月生まれのお誕生会 / クリスマスパティー
1月	1月生まれのお誕生会 / 鏡開き
2月	2月生まれのお誕生会 / 節分 / 乳幼児健康診断 / 歯科検診
3月	3月生まれのお誕生会 / 卒園式

(4) 職員の職種、員数及び職務の内容

5 主な1日の保育スケジュール						
朝	～	昼	～	夕方	～	夜
<p>主なお散歩のコース 屋外遊戯場の代替に、近隣にある<u>松原公園</u>、<u>中道公園</u> などにお散歩に行きます。</p>						
6 食事の提供について						
昼食・おやつ 補食	<p>毎日、自園調理し、児童に提供します。 保護者の方へは、前月末日ごろに翌月の献立表をお配りします。</p>					
アレルギー等 への対応	<p>使用する食材の中のアレルギーなどで食べられないものや、 まだ食べた事のないもの等がありましたら、 事前に御連絡ください。御相談の上、除去するなどの対応をとります。 (例)卵・牛乳・そば・魚介類(えび・かに)など</p>					
衛生管理等	<p>調理員及び調乳・食事介助を行う保育従事職員は、 毎月検便を行っています。</p>					
職種	常勤職員	非常勤職員	備考(例)			
保育に 従事する 職員	施設長 (保育士)	1人			保育運営責任者です。	
	保育士	3人			0人	保育有資格者です。
	看護師	1人	0人		看護師有資格者です。	
	保育従事者	0人	2人		厚生労働省ガイドラインに定める 研修修了者を配置しています。	
	保育補助者	0人	0人		充足職員の他に追加配置している 保育従事者です。	
調理員	1人	0人				
事務員	1人	0人		管理者が事務長として 従事しています。		
<p>1 開所時間内には、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を遵守し、必ず複数の保育従事職員を配置 (児童数に応じて加配)し、保育に当たります。</p> <p>2 職員の勤務体制表は園内に掲示致します。</p>						



## (5) 保育の提供を行う日及び時間、並びに提供を行わない日

開 所 日	月曜日から土曜日まで
開 所 時 間 (標準時間)	7時30分から18時30分まで
うち延長保育時間 (標準時間)	18時30分から19時00分まで(土曜日に延長保育はございません)
開 所 時 間 (短時間)	8時30分から16時30分まで
うち延長保育時間 (短時間)	7時30分から8時30分/16時30分から19時00分まで (土曜日は18時30分までのお預かりとなります)
休 所 日	日曜日・祝祭日・年末年始

## (6) 保護者から受領する費用の種類、支払いを求める理由及びその額

- 1 保育費用のうち利用者負担額（月額保育料）は、さいたま市特定教育・保育施設及び地域型保育事業に関する利用者負担額を定める条例によります。
- 2 保育費用のうち、地域型保育給付額を市町村より利用者に代わり当施設が受領（法定代理受領）することになりますが、受領額を利用者に文書で通知します。
- 3 自主事業（付帯サービス）の利用料金
  - ・延長保育＝月極保育以外に時間単位での保育を行っていきます。月極保育の出席数により受入人数が変動しますので、ご利用は前日18時までの予約とお支払いが必要になります。料金は30分当たり 590円
  - ※当日の延長依頼につきましては、30分単位1,180円でのご請求となりますので、ご注意ください。
- 4 上記2～4の金額は、すべて消費税を含む金額です。
- 5 支払は以下の方法でお願いします。
 

現金払い

(支払い期限：保育利用月の末日まで、

延長保育につきましては前日18時までに保育園へお願い致します。)

お支払い頂きました料金につきましては、いかなる理由がございましてもご返金致しかねます。

※ただし、電車遅延による場合は遅延証明書の持参により、通常料金でお受けさせていただきます。

## (7) 施設の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項

### 1 利用開始及び終了に関する事項

利用開始時について	お住いの市町村の利用調整結果に基づいて保育必要認定証の支給内容等を確認し、利用契約を結びます。
利用終了について	保育を必要とする事由に該当しなくなった場合は、当SSマザーリング保育園の利用終了となります。また、地域型保育給付の支給対象外となった後、当施設を利用する場合、保育料とともに地域型保育給付額と同額を請求させていただくこととなりますので必ず、終了予定をご連絡下さるようお願いいたします。

### 2 利用に当たっての留意事項

欠席する場合又は登園の時間が遅れる場合	当日欠席の連絡をする場合又は登園が遅れる場合は、9:00までにご連絡をお願いします。
お迎えが遅れる場合	お迎えが遅れる場合は、原則として随時の延長保育扱いとなりますので、下記のとおり18時までにご連絡をお願いします。
毎朝の体温等の確認	登園前に必ず体温や健康状態等の確認を行ってください。
感染症について	登園許可証に医師のサインをして頂き、ご持参下さい。
発熱のある場合について	熱が37.6度以上ある場合は、登園を控えてください。
投薬について	医療行為に当たることは原則として行う事ができません。

	3回（朝・昼・夜）の処方箋がある場合には、昼の分を朝か夜に振り替えて頂きますよう、薬剤師様にご相談をお願い致します。 医師の指示に基づき、必ず昼に処方しなければならない場合は、この限りではございません。
入園時に用意するもの	バスタオル、コップ、歯ブラシ（必要時に交換していただきます。）
毎日持参するもの	連絡帳、エプロン、オムツ、着替え等

## （8）緊急時における対応法

- 1 保育中に容体の変化があった場合は、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡をし、嘱託医又は主治医へ連絡をとるなど必要な措置を講じます。
- 2 保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、当保育所が責任を持って、しかるべき退所を行いますのであらかじめ御了承をお願いします。

嘱託医	内科	医療機関 有隣医院  担当医 <u>扇 伯東先生</u> 所在地 <u>さいたま市北区宮原町 3-29</u> 電話 <u>048-664-5625</u>
	歯科	医療機関 いわもと歯科  担当医 <u>岩本 宏之先生</u> 所在地 <u>さいたま市北区宮原町 3-824-1 宮原駅ビル 2階</u> 電話 <u>048-778-9881</u>
消防署 (救急)	管轄消防署名 <u>さいたま市北消防署</u> 所在地 <u>さいたま市北区宮原町 4-66-14</u> 電話 <u>048-654-3456</u>	
	管轄警察署名 <u>大宮警察署</u> 所在地 <u>さいたま市大宮区土手町 1-279-3</u> 電話 <u>048-663-0110</u>	

## （9）非常災害対策

消防計画作成 (変更) 届出書	<u>さいたま市北消防署</u> 防火管理者 氏名 <u>真淵 和彦</u>	平成 年 月 日届出
避難訓練	火災及び地震を想定した避難訓練（月1回）を実施します。	
防災設備	自動火災探知機・煙感知器・誘導灯・カーテン、敷物の防災処理	
避難場所	第1避難場所 <u>宮原小学校</u>	第2避難場所 <u>宮原駅前公園</u>

## (10) 虐待の防止のための措置に関する事項 (SSマザーリング保育園の取り組み)

- 1 SSマザーリング保育園の設置者及び職員は児童福祉法第33条の10各号に掲げる以下の行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為は一切行いません。
  - ・入園児童等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
  - ・入園児童等にいじめつな行為をすること又はいじめつな行為をさせること。
  - ・入園児童等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保育施設職員としての保育業務を怠ること。
  - ・入園児童等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、その他の著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- 2 児童虐待の防止等に関する法律第5条、第6条に基づき児童虐待の早期発見に努め、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合は、速やかに関係機関に通告します。
- 3 児童虐待の防止、早期発見のための知識と技術を習得するために、毎年1回研修に職員派遣、受講させています。

## (11) 前項目に掲げるもののほか、当該施設の運営に関する重要事項

### 1 保護者会について

年に1回、開催予定です。保育所からは行事やできごとに関することについてお知らせします。また、保護者の御意見もいただく場としています。

### 2 運営委員会について

年に1回、開催予定です。外部委員（社会福祉事業について知識経験を有する方）、及び事業者がさまざまな内容について意見を交換し、利用者の立場に立った良質な保育を行うために開催するものです。

### 3 健康診断等について

健康診断	0歳児	毎年2回、嘱託医が検診をします。検診の結果については、児童票（日々の成長記録）及び連絡帳に記載します。
	1歳・2歳児	毎年2回、嘱託医が検診をします。検診の結果については、児童票（日々の成長記録）及び連絡帳に記載します。
身体測定	全乳幼児	毎月5日迄に身長・体重の測定を行います。結果については、各児童票（日々の成長記録）及び連絡帳に記載します。

※その他、乳幼児の日ごろの様子でご心配なことがありましたら保育所に御相談ください。

### 4 賠償責任保険の加入

保険の種類	賠償責任保険
1事故	3億円
1名につき	3千万円

保険の種類	傷害保険
入院1日につき	1千円

### 5 当施設に関する相談・苦情窓口の設置

#### (1) SSマザーリング保育園相談・苦情担当

相談・苦情受付担当者	氏名 平林 里奈	電話 048-668-6280	(役職 施設長)
苦情解決責任者	氏名 真淵 和彦	電話 048-652-0634	(役職 代表取締役)
第三者委員	氏名 山崎 早苗	電話 03-3559-3718	(顧問社会保険労務士)
第三者委員	氏名 芝崎 晃一	電話 03-3286-6100	(山本芝崎法律事務所)
受付方法	面接・文書・電話などの方法で相談・苦情を受け付けます。		